

秩父市産業技術者・技能者顕彰制度による表彰について

◆ 対象となる方

次の1～3までの要件をすべて満たしている方

1. 市内の事業所で働く現役の技術者又は技能者であること。
2. 卓越した技術又は技能を有すること。ただし、技能を有する方については、その職に10年以上従事し、かつ年齢が30歳以上であること。
3. 勤務実績、勤務内容について他の技術者又は技能者の模範と認められる方であること。

◆ 被表彰候補者の推薦

1. 推薦方法

自薦又は事業所若しくは業界団体等からの推薦により、推薦書類を被表彰対象者が勤務する事業所の所在地の商工会議所または商工会等を通して秩父市長へ提出してください。(1事業所あたり1名まで)

2. 推薦書類

(1) 推薦書

(2) 推薦調書

(3) 被表彰候補者の最も高く評価されている技術・技能の程度及び功績等を証明できる書類等

(4) 写真(被表彰候補者の顔写真[上半身、正面、脱帽であるもの]、作業風景、製品・作品の写真それぞれ1枚以上 →直近のものをご用意ください)

※1 (1)・(2)の様式は秩父市ホームページからダウンロードできます。

※2 (2)推薦調書様式の最終ページに記載要領がありますので、内容を確認のうえ書類を作成してください。

◆ 留意事項

1. 推薦書類について

不足すると審査が行えませんので十分な資料を準備してください。なお、推薦書類及び添付資料の確認等については推薦団体等の担当者様へ連絡させていただくことがあります。

2. 被表彰候補者の要件確認について

推薦書類への記入を開始する前に、候補者要件チェックシート(別紙)にて候補者が要件を満たしているかどうか確認してください。要件を満たしていない場合は選考対象になりませんのでご注意ください。

3. 被表彰者については、市報や秩父市ホームページ等で氏名や職種等を公表します。また、作品や顔写真等を公表する場合がありますので、推薦される際には必ず対象者にその旨の了解を得てください。

◇ 被表彰者の決定について

推薦された被表彰候補者については、秩父市産業技術者・技能者審査委員会の審査を経て市長が選定します。選定後の手続きについては、後日通知します。

秩父市産業技術者・技能者顕彰制度候補者要件チェックシート

	要件項目	チェック欄
1	秩父市内の事業所で働く現役の技術者又は技能者である。	
2-1	卓越した技術を有している。	※どちらか
2-2	卓越した技能を有しており、その職に10年以上従事しかつ年齢が30歳以上である。	※どちらか
3	勤務実績、勤務内容について他の技術者又は技能者の模範と認められる。	

※ 上記の項目をすべて満たした方（2はどちらか一方）が被表彰候補者となります。
満たしていない場合には選考対象になりませんので、ご注意ください。